

やまなしエコティーチャー派遣要綱

(目的)

- 1 地域や学校等で開催される環境の保全及び創造に関する研修会や講演会、現地指導等（以下「研修会等」という。）に、やまなしエコティーチャー（以下「エコティーチャー」という。）を派遣することにより、県民の環境の保全及び創造に関する理解を深め、意欲の増進に資することを目的とする。

(エコティーチャーの職務)

- 2 エコティーチャーは、研修会等を通じ、環境の保全及び創造に関する知識の普及啓発及び意欲の増進を図ることを職務とする。

(登録)

- 3 県は、次の者をエコティーチャーに登録する。
 - (1) 県が実施するエコティーチャー養成研修を修了した者
 - (2) (1)のほか、知識、経験等がエコティーチャーに相応しいと県が認められた者

(養成研修)

- 4 エコティーチャー養成研修に関する事項は、別に定める。

(登録期間)

- 5 エコティーチャーの登録期間は2年間とし、再登録を妨げない。

(登録の取り消し)

- 6 県は、登録を受けている者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当すると認めるときは、登録期間中であっても、当該登録を取り消すものとする。
 - (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (3) エコティーチャーの信用を著しく損なったとき。
 - (4) エコティーチャーからの申し出があったとき。

(派遣対象事業等)

- 7 エコティーチャーの派遣対象事業は、県内に主たる活動拠点を置く民間団体や学校等（以下「団体等」という。）が開催する、自然環境、生活環境等の研修会等とする。

ただし、エコティーチャー自らが所属する団体等の研修会等及び営利目的の研修会等については、派遣の対象としない。

- 8 対象とする研修会等は、参加者がおおむね30人以上の規模のものとする。
- 9 主催する団体等が同一である研修会等へのエコティーチャーの派遣は、同一年度において原則として2回までとする。
- 10 研修会等における事故等については、主催者が責任をもって対応するものとする。

(費用の負担)

- 11 研修会等の開催に要する費用のうち、エコティーチャーへの謝金及び交通費については、予算の範囲内で県が負担する。
ただし、当該研修会等の講師の謝金及び交通費に対し、他から補助を受けて開催するものは除く。
参加者（講師を含む。）の保険料、教材など、このほかに要する費用については、団体等の負担とする。

(派遣の手続)

- 12 エコティーチャー派遣の手続は、林務環境事務所で行う。
- 13 派遣の手続に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に山梨県環境アドバイザーで、この要綱施行後にエコティーチャーの登録を希望する者は、第3項(2)の県が認めた者とし、その登録期間は、第5項の規定にかかわらず、初回に限り平成21年4月1日から平成23年9月30日までとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

やまなしエコティーチャー派遣要領

(目的)

- 1 この要領は、「やまなしエコティーチャー派遣要綱」第13項の規定に基づき、エコティーチャーの派遣手続に関し、必要な事項を定める。

(派遣の手続)

- 2 エコティーチャーの派遣手続は、次のとおりとする。

(1) 派遣の申し込み

エコティーチャーの派遣を希望する団体等は、研修会等の開催14日前までに「やまなしエコティーチャー派遣申請書」(第1号様式)を、団体等の所在地を所管する林務環境事務所長に提出する。

(2) 派遣の決定

林務環境事務所長は、「やまなしエコティーチャー派遣申請書」を審査の上、その採否を決定し、団体等に通知するとともに、派遣するエコティーチャーに依頼書を通知する。

(3) 実施報告

団体等は、研修会等終了後速やかに「やまなしエコティーチャー派遣事業実施報告書」(第2号様式)を、林務環境事務所長に提出する。

(費用の支払い)

- 3 林務環境事務所長は、前項(3)の規定による実施報告書を確認後、速やかにエコティーチャーに謝金及び旅費を支払うものとする。

(その他)

- 4 林務環境事務所長への予算の令達その他林務環境事務所長の所掌に属さない事務は、森林環境総務課において行う。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(第1号様式)

やまなしエコティーチャー派遣申請書

平成 年 月 日

林務環境事務所長 殿

(申請者)

住所(所在地)

団体名称

代表者名

担当者名

電話番号

— —

次のとおり、やまなしエコティーチャーの派遣を申請します。

研修会等の名称 及びテーマ	
日 時	
場 所 (住所、施設名等)	(TEL — —)
参加予定者数	
派遣を希望する エコティーチャー の氏名	第1希望
	第2希望
	第3希望

* 申請の際には、確認のため林務環境事務所へ電話連絡をお願いします。

(第2号様式)

やまなしエコティーチャー派遣事業実施報告書

平成 年 月 日

林務環境事務所長 殿

住所（所在地）

団体名称

代表者名

担当者名

電話番号

— —

やまなしエコティーチャー派遣事業の実施結果について、次のとおり報告します。

研修会等の名称 及びテーマ	
日 時	
場 所 (住所、施設名等)	(TEL — —)
エコティーチャーの氏名	
参加者数	
研修会等の感想	

* 実施状況の分かる資料（写真、配付資料等）を添付してください。

記 号 番 号
平成 年 月 日

申請団体の代表者 殿

〇〇林務環境事務所長

やまなしエコティーチャーの派遣について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった派遣については、次のとおり決定したので通知します。

主催団体等名	
研修会等の名称及びテーマ	
日 時	
場所（施設名等）	
参加予定者数	
派遣するエコティーチャーの氏名	

（留意事項）

- ・エコティーチャーとの具体的な打合せ等は、申請者において直接行ってください。
- ・研修会の開催に当たって必要な資料・資材・会場等は、事前にエコティーチャーと打ち合わせのうえ、早めに準備してください。
- ・研修会の教材や事故時の対応のための参加者（講師を含む。）の保険料などの経費については、主催団体の負担となりますので、ご注意ください。
- ・疑問点等がありましたら、林務環境事務所環境課までお問い合わせください。

記 号 番 号
平成 年 月 日

やまなしエコティーチャー
殿

〇〇林務環境事務所長

やまなしエコティーチャーの派遣について（依頼）

このことについて、次のとおりお願いします。

主催団体等名	
研修会等の名称及びテーマ	
日 時	
場所（施設名等）	
参加予定者数	
事務担当者（連絡先）	

（留意事項）

- ・ 具体的な打ち合わせ等は、主催者において直接行うこととしています。
- ・ 研修会等の実施に当たって必要な資料・資材・会場等の手配は、主催者が行いますので、事前に打ち合わせがありましたら、御指導をお願いします。
- ・ 疑問点等がありましたら、林務環境事務所環境課までお問い合わせください。